【資料２】

しあわせ信州

令和7年度実績年次報告（案）

令和7年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について





令和８年〇月

長野県

目　次

第１章　令和７年度歯科口腔保健事業実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
歯科医療安全管理体制推進特別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
８０２０運動・口腔保健推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
歯科口腔保健医療提供体制構築推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
地域歯科口腔保健関係者研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
地域医療介護総合確保基金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・ 15
都道府県国保ヘルスアップ支援事業（保険者努力支援制度）・・・・・・・・16
災害時歯科保健医療提供体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第２章　「第３期信州保健医療総合計画」に盛り込まれている目標の進捗状況
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
歯科口腔保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
歯科医療従事者確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
歯科口腔医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

表紙：令和７年度発行　歯科専門職職業紹介冊子
（８０２０運動・歯科専門職確保推進特別事業）
左：小・中学生向け「歯科のお仕事＆キャリアガイド」　右：高校生向け「歯科専門職おしごとガイド」

第 1 章

令和7年度歯科口腔保健事業実績

歯科医療安全管理体制推進特別事業

1　歯科医療安全管理体制推進特別事業（委託事業）

（１）目　　的

歯科医療従事者に対して歯科医療の安全管理に関する研修会を行うことで、安全・安心で質の高い歯科口腔医療の提供体制を整える。

（２）事業概要

（根拠）　医療法第６条（12)、医療法施行規則第１条（11）

※　実施状況等詳細については、令和７年度事業終了後受託者（県歯科医師会）から報告予定。

８０２０運動・口腔保健推進事業

１　口腔保健支援センター設置推進事業

（１）目　　的

全ての県民が、住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科口腔保健医療サービスを受けることができるよう、総合的・計画的に歯科口腔保健施策を展開していくことを目的として、口腔保健支援センターを設置する。

（２）事業概要

長野県健康福祉部健康増進課内に設置された「長野県歯科口腔保健推進センター」（平成 28 年開設、令和４年１月名称変更）を中心に、各種歯科口腔保健事業を実施。

（根拠）歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第 15 条

○イベント参加による普及啓発

実施年月日	イベント名	内容・参加者等
R7.9.13 ～14	NBS グッドライフフェスタ	・「咀嚼力チェックガム」による咀嚼力判定 ・県歯科医師会の協力による歯科相談 ・約 350 名に実施
R7.11.22	第３回 平均寿命サミット	・「咀嚼力チェックガム」による咀嚼力判定 ・会場来場者約 300 名のうち約 100 名に実施

○出張講演等の実施状況

①県民対象の研修会

実施年月日	申込者	対象者	内容	人数
R7.9.2	健康保険組合 長野連合会	事業所の福利厚生等担当者	長野県歯科口腔保健の現状と課題	48 名
R7.10.28	社会福祉法人 愛泉会 軽井沢治育園	同施設職員	県政出前講座 （歯科口腔保健対策） ・障がい者の口腔健康管理 ・口腔体操	30 名

②全国健康保険協会長野支部(協会けんぽ)歯科口腔保健セミナー

実施年月日	申込者	対象者	内容	人数
R7.10.22	協立工業（株）	事業所職員	「歯とお口の健康」 ・長野県民の健康について ・お口の健康と全身の健康 ・健康なお口を保つために	25 名
R7.11.5	興和ゴム工業株式会社			90 名
R7.11.12	（株）黒姫和漢薬研究所			23 名

◆　新たな災害時協定（災害時における歯科口腔保健医療救護活動に関する協定書）の締結

（１）概要

近年における災害の激甚化・大規模化に対応するため、県と長野県歯科医師会が締結した「災害時の歯科医療救護についての協定書」(H11.4 締結）の見直しを行い、新たな協定を締結する。

（２）主な見直し内容

①活動内容について

災害時における「歯科医療救護」についての協定から、「歯科口腔保健医療救護活動」についての協定へと見直し。救護所等における歯科医療救護活動のみでなく、避難所等での歯科口腔保健活動について明記した。

②協定締結先について

長野県歯科医師会に加え、長野県歯科衛生士会、長野県歯科技工士会、大東京歯科用品商協同組合を締結先とし、災害時における歯科口腔保健医療救護活動が円滑に実施できる体制を整備。

（３）今後の展開（見通し）

・　協定締結式の実施（令和８年３月 26 日（木）予定）

・　「災害時歯科保健医療提供体制整備事業※」により整備した歯科医療器材等の平時における具体的活用や、歯科医療提供に関する連携体制の構築（郡市歯科医師会、病院歯科等含む）

※事業詳細はＰ17 参照

２　８０２０運動・歯科専門職確保推進特別事業（委託事業）

（１）目　　的

歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士）の仕事の概要や魅力等を紹介し、将来の歯科専門職確保に繋げることにより、ライフステージに応じた健康づくりを充実させるとともに健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条（11、12）

○歯科専門職の職業紹介冊子の作成

歯科専門職の仕事の概要や魅力等を紹介する冊子を作成し、県内の全学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）に配布する。

ア　対象者　　長野県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒

イ　内　容　　歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士それぞれの仕事内容の紹介の他、実際に働く方へのインタビューやキャリアフロー等を掲載し、児童生徒が将来の職業選択の参考とできるものとする。

ウ　作成部数　　小学生・中学生向け：2,750 部
高校生向け：750 部

エ　配布先　　公立小学校 346 校、公立中学校 186 校、公立高等学校 84 校、
特別支援学校 18 校、私立学校 46 校、その他関係先等

オ　配布数　　○小・中学生向け冊子：小学校５・６年生及び中学校１年生の各クラスに１部
○高校生向け冊子：各校３部

カ　ホームページ掲載先（閲覧・ダウンロード可能）

・https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/shika-koukuu.html

【小学生・中学生向け】

（表紙）



（目次ページ）



【高校生向け】

（表紙）



（職業紹介ページ）



3　フッ化物応用推進支援事業

（1）目　　的

地域住民の口腔の健康を増進させる観点から、子どもたちのむし歯予防として費用対効果の高いフッ化物応用のうち、特に集団応用に適した方法であるフッ化物洗口の実施を支援する。

（2）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条（3）

○フッ化物洗口実施開始市町村支援事業（モデル事業）

「長野県フッ化物洗口マニュアル」（令和５年度策定）

（https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/documents/teiseif.pdf）を活用し、フッ化物洗口が未実施の市町村の小学校（飯山市立飯山小学校）をモデル校として、令和６年度からフッ化物洗口事業実施の支援を開始。令和７年度についても継続して支援を行った。

ア　対　象　　飯山市立飯山小学校　全校児童 251 名のうち希望する児童 222 名

イ　内　容　　当該校におけるフッ化物洗口事業の導入支援

ウ　実施状況　・実施日　　原則として、毎週水曜日の給食後
・方　法　　週１回法（フッ化物洗口液 10ml を口に含み、１分間ぶくぶくうがいを行う）

４　在宅重度心身障がい児者訪問歯科健診事業（委託事業）

（１）目　　的

家庭介護を受けている重度心身障がい児（者）は、市町村や特別支援学校等での歯科健診や歯科保健指導を受ける機会に恵まれない状況にあることから、在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通じた健康の保持・増進を図るため、訪問歯科健診等を実施し、歯科治療を必要とする疾患の発生を防ぐ。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条

○在宅重度心身障がい児者の健康を支える訪問歯科健診の実施

ア　対象者　　重度身体障がい児・者のうち、家庭介護の状態にある児・者

イ　内　容　　家庭を訪問して歯科健診･歯科保健指導、希望があればフッ化物塗布を行い、また、歯科治療が必要な場合は、重度心身障がい者歯科診療施設と連携協力し、訪問歯科診療の実施や病院の紹介等を実施する。

ウ　人　数　　要望者数　85 名（現在実施中）

エ　各圏域の要望状況

圏域	市町村名	要望者数	圏域	市町村名	要望者数
佐久	佐久市	4	松本	松本市	5
上小	上田市	7		塩尻市	3
	東御市	3		安曇野市	22
	長和町	1		麻績村	1
	青木村	1	大北	大町市	8
諏訪	茅野市	1		池田町	1
上伊那	伊那市	1		松川村	1
	箕輪町	2		白馬村	2
	南箕輪村	1	長野	長野市	1
飯伊	飯田市	1		飯綱町	2
	松川町	2	北信	中野市	8
	高森町	3		飯山市	2
	天龍村	1		野沢温泉村	1

５　県民歯科口腔保健実態調査（委託事業）

（１）目　　的

長野県歯科保健推進計画に掲げられた指標の達成状況を把握するため、国民歯科疾患実態調査の実施に合わせ、県民歯科口腔保健実態調査を実施し、歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上を図るための施策づくりの基礎資料とすることを目的とする。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 12 条

ア　調査方法

長野県歯科医師会会員の歯科診療所を受診した者のうち、調査に同意を得た者の口腔内所見及び歯科口腔保健アンケートへの回答内容を調査・集計する。

イ　調査期間

令和７年９月～11 月

ウ　調査者数・結果等

現在集計中

歯科口腔保健医療提供体制構築推進事業

1　長野県歯科口腔保健推進県民会議

（1）目　　的

長野県歯科口腔保健推進会議を開催し、長野県歯科口腔保健推進条例の具現化を図るための信州保健医療総合計画について、進捗評価を行うとともに、地域の状況をふまえた歯科疾患の予防に対する取組、知識の普及啓発、意欲を高めるための運動促進等について、総合的に評価検討・協議するとともに、センターへの助言等を行う。

（2）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第３・８条

○長野県歯科口腔保健推進会議の開催

ア　会議委員　　（敬称略）

所属団体	職名	氏名
長野県歯科医師会	副会長	齋藤　彦次郎
長野県医師会	常務理事	田中　昌彦
長野県薬剤師会	常務理事	飯島　美雪
長野県歯科衛生士会	会長	宮嶋　典子
長野県歯科技工士会	会長	小田切　康二
長野県看護協会	会長	松本　清美
長野県栄養士会	会長	馬島　園子
長野県学校保健会	養護教諭部会長	上田　美穂
長野県歯科衛生士養成校協議会	長野平青学園	呉羽　かおり
長野県保険者協議会	副会長	濱村　圭一
長野労働局	健康安全課長	矢島　一男
長野産業保健総合支援センター	副所長	副島　拓也
長野県経営者協会	総務部次長	梶田　能孝
長野県高齢者福祉事業協会	事務局長	樋口　隆教
長野県介護支援専門員協会	副会長	寺澤　育子
長野県身体障害者施設協議会	看護師	平沢　智絵子
松本歯科大学	生化学講座教授	宇田川　信之
信州大学	医学部歯科口腔外科学教室教授	栗田　浩
長野県保健補導員会等連絡協議会	副会長	小澤　美津惠
長野県食生活改善推進協議会	会長	山崎　昭子
長野県市長会	諏訪市健康推進課長	濱　秀憲
長野県町村会	青木村住民福祉課長	小根沢　義行
長野県議会		青木　崇

イ　内容等（令和８年３月 12 日　書面開催）

（１） 令和７年度長野県歯科口腔保健総合推進対策事業の実施状況について

（２） 令和７年度における各団体の取組状況について

（３）令和８年度長野県歯科口腔保健総合推進対策事業（案）について

（４）その他

2　オーラルフレイル総合対策事業

（1）目　　的

口腔機能における軽微な衰え（滑舌の低下、食べこぼし、むせ、噛めない食品が増える等）からオーラルフレイルが始まるが、これが全身のフレイルの入口になるとされている。

オーラルフレイル対策として、普及啓発、運動・栄養等と一体化した予防活動、相談窓口等の整備の３要素を連動させた取組を推進し、県民の健康寿命の延伸に寄与する。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第10条（13）

○オーラルフレイル対策タスクフォースの開催

オーラルフレイル対策の推進のため、オーラルフレイル対策タスクフォースを設置し、普及啓発、運動・栄養等と一体化した予防活動、相談窓口等の整備の３要素を総合的に検討する。

ア　会議構成員　（敬称略）

所属団体	職名	氏名
長野県歯科医師会	専務理事	井口　光世
	常務理事	新津　恒太
長野県医師会	在宅医療推進委員会委員長	杉山　敦
信州大学	医学部歯科口腔外科学教室教授	栗田　浩
松本歯科大学	地域連携歯科学講座教授	今井　美恵
長野県栄養士会	会長	馬島　園子
長野県歯科衛生士会	会長	宮嶋　典子
長野県理学療法士会	会員	飯山　恵美
長野県言語聴覚士会	会長	寺島さつき
公益財団法人身体教育医学研究所	指導員	横井　佳代
長野市	地域包括ケア推進課歯科衛生士	多羅澤　朋美
飯山市	保健福祉課　保健師	湯本　佐知子

イ　日程・内容等

日　　時　　令和７年11月19日（水）18時00分～19時00分

開催方法　　オンライン開催

協議事項　（１）令和７年度におけるオーラルフレイル対策事業の実施状況について

（２）令和８年度「オーラルフレイル総合対策事業」について

（「第23回日本口腔ケア学会総会・学術大会/第６回世界口腔ケア学会総会・学術大会」への参加について）

○オーラルフレイル予防対策実施支援事業の実施（委託事業）

オーラルフレイルの概念を広く周知し、その予防や改善対策を行おうとする市町村等の取組を支援する。

ア　対　象　　市町村、保健福祉事務所等の団体

イ　内　容　　市町村等の団体が開催する、住民を対象とするオーラルフレイル予防対策等事業の実施を支援するため、歯科衛生士を派遣する。

ウ　実施状況

詳細は、年度末に受託事業者（長野県歯科衛生士会）から報告予定

○オーラルフレイル予防リーフレットの増刷

オーラルフレイル対策タスクフォースで検討・作成し、昨年更新したリーフレットを増刷し、希望する市町村や団体等に配布（R8.2末現在21か所に3,780部配布）。

・ホームページ掲載先（閲覧・ダウンロード可能）

https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/kenko/kenko/kenko/shika-of.html

3　医科歯科連携のための歯科専門職派遣事業

（1）目　　的

入院患者等への歯科口腔管理等の実施は、周術期の QOL 向上や早期退院支援、誤嚥性肺炎等の合併症予防に資することから、歯科・歯科口腔外科を併設していない病院に歯科専門職を派遣し、実際に歯科口腔管理等を行うことで、医科歯科連携を推進するとともに切れ目のない歯科口腔保健医療提供体制の構築を目指す。

（2）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条

○歯科専門職の派遣

ア　対象者

歯科・歯科口腔外科を併設していない病院に対して派遣に係る要望調査等を行い、選定された入院患者等

イ　実施内容

歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士）を、対象者が入院する病院に派遣し、歯科口腔管理等を実施

ウ　実施状況

圏域	派遣先	対応郡市歯科医師会	派遣回数	実施人数
松本	県立こども病院（安曇野市）	安曇野市歯科医師会	7回	13人

4　大学等におけるかかりつけ歯科医推進事業

（1）目　　的

学生への歯科健診実施については、学校保健安全法で定められているが、大学・短大・専修学校等（以下「大学等」という）では、同法施行規則で歯科健診について除外できるとされており、大学等の学生は歯科健診受診の機会を得ることが少ない。事業実施により、生涯を通じた切れ目のない歯科健診受診を推進し、受診後は、かかりつけ歯科医による歯科口腔管理が行われる、という歯科医療提供体制を構築することを目的とする。

（2）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条（2、11、12、13、14）

○大学等での歯科健診の実施

ア　対　象　　県内の大学・短大・専修学校等（以下「大学等」という）のうち、学内での歯科健診実施を希望する大学等

イ　内　容　　希望する大学等に歯科医師・歯科衛生士を派遣し、当該大学等の学生に対し歯科健診（スクリーニング）及び歯科保健指導を実施する。

ウ　実施状況

学校名等（所在地）	実施日	実施人数（計）
信州大学医学部（松本市）	令和7年4月15日（火）、17日（木）	818人
飯田短期大学（飯田市）	令和7年4月23日（水）	387人
長野大学（上田市）	令和7年5月7日（水）、8日（木）、12日（月）、13日（火）、28日（水）、29日（木）、30日（金）	1,345人
上田看護専門学校（上田市）	令和7年5月22日（木）	57人
諏訪東京理科大学（茅野市）	令和7年7月15日（火）、16日（水）	108人
長野理容美容専門学校（長野市）	令和7年12月22日（月）	11人
	計	2,726人

※実施人数については現在確認集計中のため変更の可能性あり

地域歯科口腔保健関係者研修事業（委託事業）

（１）目　　的

歯科口腔保健の関係者を対象とした研修プログラムを提供し、地域における歯科口腔保健の普及啓発について先導的な役割を果たす「お口の健康推進員」の育成及び認定を行う。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条（２、11、12、13、14）

○「お口の健康推進員」認定研修会の開催

ア　対象者　　市町村歯科保健担当者等、食生活改善推進協議会員、保健補導員、地域の健康ボランティア等

イ　内　容　　・オーラルフレイル対策（口腔体操含む）
・感染症予防と口腔ケアの関係性
・歯科口腔保健の推進に資するトピック等

ウ　実施状況

圏域	保健所・市町村	実施日	対象者
佐久	佐久保健福祉事務所	令和７年８月 20 日	食生活改善推進協議会員
諏訪	茅野市	令和７年 12 月 17 日	食生活改善推進協議会員
伊那	駒ヶ根市	令和７年 11 月 10 日	地域の健康ボランティア
	伊那保健福祉事務所	令和７年 11 月 28 日	食生活改善推進協議会員
松本	山形村	令和８年２月 16 日	保健師、管理栄養士、 食生活改善推進協議会員
長野	小布施町	令和８年１月 16 日	食生活改善推進協議会員

※受講者数については受託者（県歯科医師会、県歯科衛生士会）から年度末に報告予定

地域医療介護総合確保基金事業

1　在宅歯科口腔医療連携室整備事業（委託事業）

（1）目　　的

在宅歯科医療を推進するために、平成 23 年度に設置した連携室の円滑な運営を図り、県民が在宅歯科医療を受けやすい環境の整備、在宅歯科医療に関する情報提供及び医科・介護など他分野との連携・調整を行い、地域における在宅歯科医療提供体制の構築を推進する。

（2）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条

（実績）　現在実施中

（令和７年度事業終了後、受託事業者（県歯科医師会）から報告予定）

2　歯科口腔医療従事者認知症対応力向上研修事業（委託事業）

（1）目　　的

認知症患者の増加に伴い、歯科医療機関に軽度認知症患者が受診する機会が増加していることから、自院を受診中の患者について、認知症の疑いがある人に早期に気づき、対応するとともに、認知症の程度や状況に応じた歯科治療や適切な口腔機能管理が実施できる歯科医療従事者を養成する。

（2）事業概要

（根拠）　認知症介護基礎研修事業実施要綱

長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条

（実績）　現在実施中

（令和７年度事業終了後、受託者（長野県歯科医師会）から報告予定）

3　歯科口腔保健医療機器整備事業（補助事業）

（1）目　　的

病院において、周術期等の口腔機能管理体制を整備し、必要な歯科治療を施すことや専門的口腔ケアを徹底することで、経口栄養摂取による体力回復期間の短縮やＱＯＬの向上を促進し、早期退院を支援する。

（2）事業概要

ア　事業内容　　病院における歯科保健医療機器の整備事業

イ　事業主体　　６病院

ウ　補 助 率　　１/３

（3）事業主体と内容

実 施 主 体	内　　容
佐久市立国保浅間総合病院(佐久市)	歯科診療用ユニットの整備
鹿教湯三才山ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ鹿教湯病院（上田市）	歯科診療用ユニット等の整備
組合立諏訪中央病院（茅野市）	デジタル口腔内撮影装置の整備
日本赤十字社　長野赤十字病院（長野市）	口腔内スキャナーの整備
医療法人公仁会轟病院（須坂市）	訪問用歯科医療機器の整備
特定医療法人新生病院（小布施町）	嚥下内視鏡の整備

４　地域在宅歯科口腔医療実施拠点事業　（補助事業）

（１）目　　的

在宅歯科医療を推進するため、在宅歯科医療連携室（県歯科医師会内）を中心として、地域で在宅歯科医療の拠点となる窓口を設置し、拠点圏域での在宅歯科医療機器の貸出、地域包括支援センターや訪問看護ステーション等との連携、相談などについて、地域の実情に合わせて実施。

（２）事業概要

ア　事業内容　　在宅歯科医療連携拠点窓口設置・運営事業

イ　事業主体　　３事業者

ウ　補 助 率　　１/２

（３）事業主体と内容

実施主体	内　　容
安曇野市歯科医師会（安曇野市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営
上伊那歯科医師会（伊那市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営
飯田下伊那歯科医師会（飯田市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営

５　在宅歯科口腔保健医療研修事業（補助事業）

（１）目　　的

在宅医療に携わる関係者等と在宅歯科医療に関して協議・研修を行うことで、在宅における歯科医療や専門的口腔ケア、摂食嚥下機能訓練等に関する知識を普及啓発し、在宅療養患者の栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の予防、ＱＯＬの向上を図る。

（２）事業概要

ア　事業内容　　在宅療養患者のケアに関する歯科医療人材育成研修会の開催

イ　事業主体　　２事業者

ウ　補助率　　１/２又は定額

（３）事業主体と内容

実施主体	内　　容
飯田下伊那歯科医師会（飯田市）	○在宅歯科医療実施研修会等の開催 ○在宅歯科医療実施研修シンポジウムの開催 ○施設訪問歯科保健指導研修会の開催
長野県歯科衛生士会（全県）	○口腔健康管理研修会の開催 ○在宅療養者支援研修会の開催

６　在宅歯科口腔医療設備整備事業（補助事業）

（１）目　　的

在宅歯科医療を実施する医療機関等に対して、必要な在宅歯科医療機器や訪問歯科診療車等を整備し、在宅での歯科保健や訪問歯科診療を推進することを目的とする。

（２）事業概要

ア　事業内容　　在宅歯科医療機器の設備整備

イ　事業主体　　２事業者

ウ　補助率　　１/３

（３）事業主体と内容

実施主体	内　　容
松本歯科大学病院（塩尻市）	○歯科訪問診療用ユニットの整備
医療法人公仁会轟病院（須坂市）	○歯科訪問診療車の整備

7　医科歯科連携研修事業（補助事業）

（1）目　　的

むし歯や歯周病の進行が、生活習慣病や全身疾患の増悪に関連していることから、医科分野と歯科分野の医療関係者が連携して、生活習慣病や全身疾患等の改善を図る体制を構築する。

（2）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第10条

ア　事業内容　　医科歯科連携のための協議会の設置と人材育成の研修会の開催

イ　事業主体　　長野県歯科医師会、松本歯科大学、日本赤十字社長野赤十字病院

ウ　補助率　　定額

（3）内　　容

○地域密着型研修会の開催（長野県歯科医師会）

ア　対象者　　がん診療に関わる医療スタッフ、歯科医師等

イ　内　容

講演テーマ	講師職名	講師
飯田市立病院歯科口腔外科でのがん治療について	飯田市立病院歯科口腔外科　部長	盛岡　昌史　氏
当院における周術期口腔機能管理の現状と課題	飯田市立病院歯科口腔外科 歯科衛生士	塩澤さゆり　氏
最近の緩和ケアについて	飯田市立病院麻酔科副部長 がん診療・緩和ケア副センター長	山田　武志　氏
飯田市立病院がん相談支援センターでの相談支援	飯田市立がん看護専門看護師、 緩和ケア認定看護師、認定がん相談員	清水美穂子　氏
当院の外来化学療法の現状と課題	飯田市立病院 がん化学療法看護認定看護師	矢田　賢一　氏

ウ　開催方法　Youtubeによる限定配信

配信期間　令和７年７月７日(月)～７月31日（木）

エ　参加者　　34名（アンケート回答者。申込者219名）

○医科歯科連携事業協議会の開催等（長野県歯科医師会）

・「長野県がん診療医科歯科連携事業運営協議会」（書面開催）

・「長野県がん診療医科歯科連携事業運営協議会作業部会」

日時：令和７年２月 19 日（木）18 時 30 分～19 時 30 分

場所：Zoom によるオンライン開催

○医科歯科連携出張講座の実施（長野県歯科医師会）

内容、開催回数、受講者数等については年度末に事業主体から報告予定

○市民公開講座の開催（松本歯科大学）
内容、開催回数、受講者数等については年度末に事業主体から報告予定

○口腔内疾患にかかる研修会の開催（長野赤十字病院）
内容、開催回数、受講者数等については年度末に事業主体から報告予定

８　歯科医療関係者人材育成支援事業（補助事業）

（１）目　　的

進学前の生徒に対し、歯科衛生士という職業を紹介することで歯科衛生士養成校の進学率を高めるとともに、出産・育児等で離職中の歯科衛生士の復職を支援するための研修、実技指導及び就業に関する相談会等の開催により、歯科衛生士の確保を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第10条

ア　事業内容　　中・高校生に対する職業紹介・相談会の開催
　　未就業歯科衛生士に対する研修・相談会の開催

イ　事業主体　　２事業者

ウ　補 助 率　　定額または１/２

（３）事業主体と内容

実施主体	内　　容
長野県歯科医師会 （全県）	○歯科衛生士再就職支援研修会の開催 ○中高生向け職業紹介・相談会の開催 ○歯科医療人材育成協議会の開催
長野県歯科衛生士会 （全県）	○診療所部門復職支援研修会の開催 ○離職防止支援研修会の開催 ○地域歯科保健部門復職支援研修会の開催 ○災害支援対応歯科衛生士育成研修会の開催

重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金

1　重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金（補助事業）

（1）目　　的

重度心身障がい者の歯科診療は、診療従事者が多数必要になるとともに、患者１人当たりの診療時間も長時間を要する等不採算部門であるため、重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費（給与費、材料費等）に対して助成し、重度心身障がい者歯科診療体制の確保と充実を図る。

（2）補助基準額

・初診　　@4,800 円　×　患者数

・再診　　@2,100 円　×　患者数

（3）補助率　　１/３　　※上限額１，３００千円／事業者

（4）補助事業者

・学校法人　松本歯科大学　　（松本歯科大学病院）

・日本赤十字社長野県支部　　（長野赤十字病院）

都道府県国保ヘルスアップ支援事業（保険者努力支援制度）

1　市町村国保歯科口腔保健指導支援事業（委託事業）

（1）目　　的

市町村国保が実施する重度歯周病患者等への歯科口腔保健指導に対し、歯科衛生士の専門的観点から助言等を行い、自身の歯科口腔管理を推進することで、医療費適正化を目指す。

（2）事業概要

○市町村国保が実施する歯科口腔管理推進のための歯科口腔保健指導等に対する支援

ア　対象者　実施を希望する市町村の国民健康保険の被保険者
（そのうち、重度歯周病患者、長期間歯科未受診者、オーラルフレイルが疑われる者または、糖尿病性腎症重症化予防事業対象者等）

イ　内　容　対象者への集団的歯科保健指導、口腔内観察による個別指導、オーラルフレイル予防に関する普及啓発、市町村が訪問指導等を実施する場合の同伴訪問（歯学的指導）、歯科医師や介護職との連携　等

ウ　実施状況

圏域	市町村	内容
佐久	軽井沢町	・歯科口腔保健指導対象者の抽出に対する、専門的な助言 ・歯科口腔保健指導内容に対する、専門的な助言 ・歯科口腔保健指導の場面（訪問や面談など）への同伴による専門的指導の実施
	南牧村	・歯科口腔保健指導の場面（訪問や面談など）への同伴による専門的指導の実施

※実施回数等、詳細は令和７年度末に受託事業者（県歯科衛生士会）から報告予定

災害時歯科保健医療提供体制整備事業（令和６年度国補正事業）

（１）目　　的

避難所等での歯科保健医療提供体制の確保に必要な歯科医療機器等の整備に要する経費を支援することで、災害時における継続的な医療の確保に資することを目的とする。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科口腔保健推進条例　第 10 条

ア　事業内容　　携帯型歯科用ユニット等の歯科医療機器及び運搬車の整備

イ　事業主体　　長野県歯科医師会

ウ　補助率　　定額（上限額１９，００８千円）

（３）実施内容

詳細は、事業主体から今後実績報告予定

第 2 章

「第３期　信州保健医療総合計画」に盛り込まれている目標の進捗状況

「第３期信州保健医療総合計画」目標の進捗状況概要

＜歯科口腔保健＞

１　歯・口腔の健康格差の縮小

○　「３歳で４本以上のむし歯のある者の割合」は、前回評価値から減少した。

○　「12 歳でむし歯のない者の割合」は、ベースライン値からほぼ横ばいで、前回評価値からは改善した。

○　「40 歳以上における自分の歯が 19 本以下の者の割合」については、現在集計中（令和８年度公表予定)。

２　歯科疾患の予防

○　「20 歳以上における未処置歯を有する者の割合」、「60 歳以上における未処置の歯の根元のむし歯（根面う蝕）を有する者の割合」、「20 歳代～30 歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合」、「40 歳以上における歯周炎を有する者の割合」、「80 歳で 20 本以上の自分の歯を有する者の割合」については、現在集計中（令和８年度公表予定)。

３　生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上

○　「50 歳以上における咀嚼良好者の割合」については、現在集計中（令和８年度公表予定)。

４　定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

○　「障害者支援施設及び障害児入所施設での過去１年間の歯科検診実施率」については 2022 年以降調査なし（令和８年度調査予定)。

○　「介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去１年間の歯科健診実施率」は、現在集計中（令和８年度公表予定)。

５　歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

○　「歯科口腔保健に関する事業を評価する協議会を設置している市町村数」は、ベースライン値から増加した。

○　「過去１年間に歯科検診を受診した者の割合」は、現在集計中（令和８年度公表予定)。

○　「法令で定められている歯科健診を除く歯科検診を実施している市町村数」は、前回評価値から増加した。

＜歯科医療従事者確保＞

１　歯科医師

○　「人口 10 万人当たり歯科医師数」は、診療所勤務者数が前回評価値を下回ったものの、病院勤務者は増加し、医育機関附属病院勤務者数は前回評価値を維持している。

２　歯科衛生士・歯科技工士

○　「就業歯科衛生士数」は、全体数として前回評価値から増加した。

○　「常勤の歯科衛生士を配置している市町村数」は、目標には達していないものの、前回評価値を維持している。

○　「歯科技工士数」については減少傾向。

＜歯科口腔医療＞

○　「歯科・口腔外科併設病院がある二次医療圏数」は、前回評価値を維持している。

○　「障がい者への歯科診療に対応する病院数」については 2022 年以降調査なし（令和８年度調査予定)。

○　「摂食嚥下診療に対応する病院数」は、ベースライン値を維持している。

○　「歯科・歯科口腔外科を併設していない病院のうち、歯科専門職が関わり、入院患者等の歯科口腔管理を実施する病院数」は、１病院で実施した。

○　「歯科診療所のうち在宅療養支援歯科診療所の割合」は前回評価値からほぼ横ばい。

○　「歯科訪問診療を実施した件数」、「歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の実施件数」は、それぞれ前回評価値を上回っている。

「第2期　信州保健医療総合計画」目標の進捗状況一覧

歯科口腔保健

1　歯・口腔の健康格差の縮小

区分	指　標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目　標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
O	３歳で４本以上のむし歯のある者の割合	2.3%（2021）	1.9%（2022）	1.8%（2023）	0.7%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	A	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
O	12歳でむし歯のない者の割合	77.8%（2022）	74.6%（2023）	77.7%（2024）	84.8%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	B（学校歯科保健の更なる充実に努める）	長野県学校保健統計調査
O	40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合	14.0%（2022）	—	集計中	8.0%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査

2　歯科疾患の予防

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目　標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
O	３歳で４本以上のむし歯のある者の割合（再掲）	2.3%（2021）	1.9%（2022）	1.8%（2023）	0.7%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	A	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
O	12歳でむし歯のない者の割合（再掲）	77.8%（2022）	74.6%（2023）	77.7%（2024）	84.8%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	B（学校歯科保健の更なる充実に努める）	長野県学校保健統計調査
O	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	25.7%（2022）	—	集計中	21.9%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査
O	60歳以上における未処置の歯の根元のむし歯（根面う蝕）を有する者の割合	—（今後調査）	—	集計中	5.7%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査
O	20歳代～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	67.8%（2022）	—	集計中	32.6%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査
O	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	67.5%（2022）	—	集計中	49.2%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査
O	40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合（再掲）	14.0%（2022）	—	集計中	8.0%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査
O	80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合	59.5%（2022）	—	集計中	76.5%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査

3　生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目　標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
O	50歳以上における咀嚼良好者の割合	75.9%（2022）	—	集計中	78.6%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民健康・栄養調査
O	40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合（再掲）	14.0%（2022）	—	集計中	8.0%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	長野県歯科口腔保健実態調査

4　定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目　標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
O	障害者支援施設及び障害児入所施設での過去１年間の歯科検診実施率	93.8%（2022）	—	R8調査予定	93.8%以上	現在の水準以上を目指す	—	健康増進課調
O	介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去１年間の歯科健診実施率	—（今後調査）	—	集計中	44.5%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	長野県高齢者生活・介護に関する実態調査等

5　歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目　標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
P	歯科口腔保健に関する事業を評価する協議会を設置している市町村数	50市町村（2021）	51市町村（2023）	52市町村（2024）	68市町村	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	A	健康増進課調
O	過去１年間に歯科検診を受診した者の割合	73.7%（2022）	—	集計中	87.9%	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	—	県民歯科口腔保健実態調査
P	法令で定められている歯科健診を除く歯科検診を実施している市町村数	72市町村（2021）	74市町村（2023）	74市町村（2024）	77市町村	「歯・口腔の健康づくりプラン」の算出方法に準ずる	A	健康増進課調

○進捗区分（特記事項）について

・目安値と実績値とを比較し、進捗区分を以下により記載

「A」(順調)　　:実績値が目安値以上の場合

「B」(概ね順調)　　:実績値が目安値の8割以上の場合

「C」(努力を要する)　:実績値が目安値の8割未満の場合

「－」(実績値未把握):実績値が把握できないもの(隔年調査等)

・「B」「C」の場合、その要因や今後の取組の改善点等を特記事項として記載

歯科医療従事者確保

1　歯科医師

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
S	人口10万人当たり歯科医師数 診療所勤務者	66.4人（2020）	65.7人（2022）	64.6人（2024）	ベースライン以上	全国平均との差を現状より縮める（全国平均）（72.8人）	B（必要数の確保に努める）	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」
	病院勤務者 医育機関附属病院勤務者	3.6人 7.2人 （2020）	3.6人 8.3人 （2022）	3.9人 8.3人 （2024）		現在の水準を維持する	A	
S	人口10万人当たり診療科目別医療施設従事歯科医師数（診療科名複数回答） 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科	14.1人 27.3人 16.1人 （2020）	14.0人 27.4人 16.9人 （2022）	14.3人 28.1人 18.0人 （2024）	ベースライン以上	全国平均との差を現状より縮める（全国平均） （17.8人） （33.4人） （24.4人） （2020）	A	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

2　歯科衛生士・歯科技工士

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
S	就業歯科衛生士数 ・診療所 ・保健所・市町村 ・病院 ・介護老人保健施設 ・その他	2,329人 89人 210人 39人 53人 （2020）	2,314人 87人 240人 42人 42人 （2022）	2,399人 89人 229人 42人 41人 （2024）	ベースライン以上	現在以上の水準を目指す	A	厚生労働省「衛生行政報告例」
S	常勤の歯科衛生士を配置している市町村数	13市 2町 1村 （2022）	13市 2町 1村 （2023）	13市 2町 1村 （2024）	19市 2町 1村 以上	人口２万人規模の市町での配置を目指す	B（市町村に対し、歯科保健の重要性とともに、歯科衛生士配置の必要性についての働きかけを継続する）	健康増進課調べ
S	歯科技工士数	671人 （2020）	614人 （2022）	587人 （2024）	ベースライン以上	全国平均を上回る状況を維持する	B（必要数の確保に努める）	厚生労働省「衛生行政報告例」

歯科口腔医療

区分	指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ値（2023）	2024評価	2025評価	目標（2029）	目標数値の考え方	進捗区分（特記事項）	備　考（出典等）
S	歯科・歯科口腔外科併設病院がある二次医療圏数	10圏域（2022）	10圏域（2023）	10圏域（2024）	10圏域	現在の水準を維持する	A	関東信越厚生局届け
S	障がい者への歯科診療に対応する病院数	19か所	—	R８調査予定	19か所以上	現在の水準以上を目指す	—	健康増進課調
S	摂食嚥下診療に対応する病院数	24か所（2022）	24か所	24か所	ベースライン以上	現在の水準以上を目指す	A	信州大学医学部歯科口腔外科、健康増進課調
S	歯科・歯科口腔外科を併設していない病院のうち、歯科専門職が関わり、入院患者等の歯科口腔管理を実施する病院数	—	２か所	１か所	４か所	県内４地域での実施を目指す	B（事業周知に努める）	健康増進課調
S	歯科診療所のうち在宅療養支援歯科診療所の割合	19.8%（2023）	20.7%	20.4%	19.8%	現在の水準を維持する	A	関東信越厚生局「診療報酬施設基準の届出受理状況」
P	歯科訪問診療を実施した件数	67,878件（2020）	73,751件（2021）	79,121件（2022）	75,042件以上（2027）	2019年～2020年の最高値以上を目指す	A	ＮＤＢレセプトデータ
P	歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の実施件数	24,179件（2020）	27,213件（2021）	30,491件（2022）	26,918件以上（2027）	2019年～2020年の最高値以上を目指す	A	ＮＤＢレセプトデータ

1　区分について

Ｓ（ストラクチャー指標）：保健・医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を測る指標

Ｐ（プロセス指標）　：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標

Ｏ（アウトカム指標）　：保健・医療サービスの結果として、住民の健康状態や患者の状態を測る指標

評価が「—」の項目　：調査・集計等を実施していないため、結果のない項目